

広島県告示第六百二十七号

平成三十年七月五日からの大雨による災害による災害に関し、平成三十年七月五日から次の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく救助を実施する。

三次市、庄原市

なお、次の救助（災害救助法第9条に規定する物資の収容等の権限及び災害救助法第十六条に規定する日本赤十字社への委託の権限を除く。）に係る知事の権限の一部を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）に規定された期間とする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 死体の搜索及び処理
- 十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

平成三十年八月十三日

広島県知事

湯

崎

英

彦